

1. 差止請求権と損害賠償請求権との空隙を埋める制度設計の模索

当グループでは、「強すぎる」差止請求権と「弱すぎる」損害賠償請求権との落差は大きいとの現状認識のもと、その空隙を埋める制度設計を模索した。

まず、3倍賠償（懲罰賠償）制度について、過去の議論を整理し、考察した。その結果、従前は民事・刑事責任峻別論のもと法体系上問題があると議論されていたが、憲法上ドグマティックなものではないと考えられ、また、近時、機能的観点から損害賠償制度を再構築しようとする動きがみられることから、立法論に原理的な障害はないと考えた。ただし、パテントトロールを巡る昨今の状況から、導入は早計と判断した。

次に、付加金制度について検討し、同制度は労働法制で既に定着した制度であり、知的財産法制においても、違反行為（侵害行為）の抑止機能を重視して同制度を導入し、違反者（侵害者）の態様等を総合的に考慮して付加金の有無を決定するという制度設計をすることは、必ずしも否定されないと判断した。

その他、課徴金制度や、弁護士費用、その他の制度についても検討した結果、付加金制度の導入を提言するとともに、弁護士費用に係る条文改正を提言するものである。

<担当講師>

竹田 稔 竹田・長谷川法律事務所 弁護士

<グループメンバー（塾生）>

飯塚 聖子 積水化成品工業株式会社 弁理士

乾 智彦 株式会社IHI 弁理士

岡田 徹 北浜法律事務所・外国法共同事業 弁護士

永田 和彦 特許庁 審査官

李 永虎 虎威国際知財サービス株式会社 中国弁理士